

とよなか市民環境展の開催における  
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

制定：2021年11月23日

特定非営利活動法人  
とよなか市民環境会議アジェンダ 21

## 1. 目的

とよなか市民環境展の開催にあたり、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施することで、来場者・出展団体、運営スタッフにとって安全なイベント開催になることを目的として、本ガイドラインを制定する。

## 2. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策のため、イベントの主催者だけでなく、出展団体や関係者、一般の来場者に対しても協力を求め、一緒に対策を進めていくこととする。

## 3. 講じるべき具体的対策

### (1) 会場内の人数設定

- ・緊急事態宣言中に大阪府が示していた収容率 50%以内、及び十分な人と人との距離（1m）を確保できることの両方を満たすことができる人数として、運営スタッフも含めて会場内に滞在できる人数を最大 600 人に設定する。
- ・一般の来場者は事前に定員を設けて、申込みや会場での受付により定員を超えないようにする。
- ・出展団体についても、1 団体ごとの定員を設けることで、一般の来場者数を圧迫しないように配慮する。

### (2) 受付について

- ・来場者・出展団体、運営スタッフ全員に対して、受付にて以下の内容への協力を要請し実施する。
  - マスクの着用（乳幼児や特別な事情のある方を除く）
  - 手指の消毒の実施（手指消毒液の設置）
  - 検温の実施（サーモカメラの設置等）
  - 体調に問題がないかの確認
  - 名簿の作成
  - リストバンドの配付・着用（受付済みを示すもの）
- ・これらへの協力が得られない場合は、参加を断ることとする。
- ・受付での混雑を減らすため、開始時間より前から受付をして、開始までは観覧席など所定の場所で待機してもらうこととする。

### (3) 会場内の換気・消毒

- ・開催中は、競技場に通じる非常口4か所の扉をすべて開けて換気する。
- ・会場内の全体・共有部分を定期的に消毒して回るスタッフを配置する。
- ・出展場所（各ブース）では、各出展団体が定期的に消毒を実施する。

### (4) 会場全体の導線

- ・体育館への出入口は2か所を使用し、入口側と出口側を設ける。ただし、環境展以外の施設利用者はこの限りではない。
- ・競技場内へのスロープは、入口側と出口側を設ける。
- ・競技場内は順路を設け、順路通りに進むことを呼びかける。
- ・出展団体の搬入には、原則としてこれらとは別の出入口を使用する。

### (5) 出展場所（各ブース）

- ・展示の場合も含めて、ブース内に人が滞留することがないように配置にする。
- ・長机にあわせてイスを置く際は、机1本にイス2脚までとし、両端側に座るようにする。
- ・体験等は参加者とスタッフが対面とならないよう、できるだけ工夫をすることとし、やむを得ず対面となる場合は、お互いの間に机を2本以上置いた距離（90cm以上）を確保するか、出展団体により透明の衝立などを設置する。
- ・体験等は参加者が入れ替わるごとに各出展団体が消毒を行う。
- ・大声を出すような企画は実施しない。
- ・物品の受け渡しそのものは禁止しないが、各ブースでも消毒をしながら、過度な接触とならないように注意する。
- ・上記の他に、総合受付など全体に共通するブースは透明の衝立を設置する。

### (6) ステージ

- ・競技場内から観覧席に向けて演目を発表するような配置とし、観客は観覧席にて、一つ飛ばしに座ってもらう形とする。
- ・ステージの周囲はパネルボードを立てるなどして、他の出展場所（各ブース）と区切る。
- ・ステージの出演者は観覧席、及び他の出展場所（各ブース）と2m以上の距離を確保することを前提に、ステージでの演目中に限り、マスクを外すことを可とする。

### (7) 会場内での飲食

- ・食事は競技場、観覧席とも不可とする。飲み物は飲んだ後は速やかにマスクを着用することを前提に可とする。
- ・出展団体や運営スタッフの昼食場所は競技場、観覧席とは別で用意し、所定の昼食場所では人数が密集しないように配慮する。また、飲食中は黙食とし、飲食後は速やかにマスクを着用する。
- ・一般の参加者の飲食場所は用意しない。
- ・会場の内外で調理する飲食物の販売は実施しない。調理済みで包装された飲食物のみ、持ち帰り用としての販売を可とする。

#### (8) 体育館の共有スペース

- ・トイレや階段、エレベーターなど体育館の共有スペースの消毒等については、体育館の施設管理者の対応に委ねることとする。
- ・共有スペースについて、体育館の施設管理者から相談・要請があった場合は、個別に協議して対応を行う。

#### (9) その他

- ・受付で作成した名簿は1か月間保管し、期間中に保健所から連絡があった際は名簿の提出も含めて対応を行う。また、期間が過ぎた後は個人情報適切に処分する。
- ・このガイドラインは、環境展公式WEBでの公開、当日会場での掲示を行うとともに、出展団体、運営スタッフに周知していくこととする。

#### 4. 来場者へのお願い

一般の来場者も一緒に対策を進めていくにあたり、以下の内容をお願いする。（「3. 講じるべき具体的対策」に記載の内容と重複する。）

- ・体調が悪い時は無理をせずに休養し、来場を控える。
- ・受付では以下の内容に協力する。
  - マスクの着用（乳幼児や特別な事情のある方を除く）
  - 手指の消毒の実施（手指消毒液の設置）
  - 検温の実施（サーモカメラの設置等）
  - 体調に問題がないかの確認
  - 名簿の作成に必要な個人情報の提供
  - リストバンドの着用（受付済みを示すもの）
- ・会場内では以下の内容に協力をする。
  - 他の来場者や各ブースのスタッフ等と適切な距離を確保する
  - 大声を出したり、走り回ったりしない
  - 会場内で食事をしない（飲み物は可）
  - 飲み物を飲んだ後は速やかにマスクを着用する
  - こまめな消毒や手洗いを心がける